

# 国民健康保険について

職場の健康保険や後期高齢者医療保険制度加入者、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国民健康保険の加入者（被保険者）となります。

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者のみなさんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。保険税の納付にご協力をお願いします。

## 国民健康保険税について

○保険税の決め方

その年に必要となる医療費を予測し、そこからみなさんが医療機関で支払う自己負担金と、国などからの補助金を差し引いた金額が保険税の総額となります。保険税の税率は市区町村ごとに定められ、一世帯ごとの保険税が算定されます。

保険税の納税義務者は世帯主の方です。世帯主の方が国保以外の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国保の加入者が1人でもいれば、納税義務者となります。

## 国民健康保険税の計算方法

医療分①、後期高齢者支援分②及び介護分③を計算し、合

平成22年度の税率と賦課限度額

	医療分①	後期高齢者支援分②	介護分③ (40から64歳)
所得割 (加入者の前年の所得に応じて計算)	7.8%	2.0%	1.3%
資産割 (加入者の固定資産税額に応じて計算)	30.0%	8.0%	7.0%
均等割 (1人当たり)	20,000円	5,000円	7,000円
平等割 (1世帯当り)	20,000円	6,000円	6,000円
賦課限度額	500,000円	130,000円	100,000円

計したものが世帯の1年間（毎年4月から翌年3月まで）の保険税となります。年の途中で加入した場合は、その月数に応じて月割計算されます。

なお、医療分と後期高齢者支援分は加入者全員に、また、介護分は40歳から64歳までの加入者に課税されます。

地方税法の改正により賦課限度額が医療分50万円、後期高齢者支援分13万円になりました。

## 国民健康保険税の軽減について

○均等割・平等割の軽減

所得が低い世帯への税の負担を軽減する目的で、保険税のうち均等割、平等割について、6割または4割を軽減する措置があります。

※この軽減を受けるための手続き（申請）は不要です。（所得情報により自動的に軽減されます。）

※世帯の中に所得が分からない方（未申告の方）がいると軽減の判定ができないため、軽減することができません。

## 軽減判定の基準

軽減の割合	前年中の同一世帯内の被保険者、世帯主の合計所得金額
6割軽減	33万円以下
4割軽減	33万円 + (世帯主を除く被保険者数)×24.5万円

○倒産・解雇等により離職された方の軽減

会社の倒産や解雇等により離職された方は、平成22年4月からの保険税が軽減されます。

平成21年3月31日以降に離職された方のうち

- ・雇用保険の特定受給資格者
- ・（倒産・解雇等による離職）雇用保険の特定理由離職者
- ・（雇止めなどによる離職）として失業給付を受ける方が対象となります。

軽減を受けるためには申請が必要ですが、雇用保険受給者証を持参のうえ町民税務課②窓口へ申請してください。

対象者は離職の翌日から翌年度末まで保険税を計算する時に前年の給与所得をその30/100とみなして計算します。なお、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると対象外となります。

## 国民健康保険税の納め方

平成20年度から保険税の納付方法が普通徴収と特別徴収の2つになりました。

- 普通徴収・現金または口座振替により納付していただくもの（平成21年度から、納期が6期から8期に変わりました。）
- 特別徴収・特別徴収対象被保険者（注1）をすべて満たす方の年金の支払時に、保険税を差し引かせていただくもの（申し出により口座振替に変更できます。）

## 納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普通徴収				●	●	●
特別徴収	○		○		○	
仮徴収						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	●	●	●	●	●	
特別徴収	◎		◎		◎	
本徴収						

1. 世帯主が国保に加入している。
2. 世帯内の国保加入者が65歳から74歳までである。
3. 年額18万円以上の年金を受給している。
4. 国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の1/2を超えない。

